

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症対策 緊急地域雇用維持助成金のご案内

R3.7.1



7月1日からメール申請が可能になります！

申請様式等が変わりますので、メールで申請される場合は、申請前に必ず県HPをご確認ください。
(メール以外の方法で申請される場合は、旧様式での申請も可能ですが、新様式への速やかな移行をお願いします。)

愛媛県では、新型コロナの影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた事業主の方に「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成して、雇用の安定と事業活動の継続を支援します。

- ① まずは、愛媛労働局の相談窓口(089-987-6370)へお問合せください。
- ② 愛媛労働局から「雇用調整助成金※」の支給決定を受けた後、県産業人材課(089-912-2505)へお問合せください。※「緊急雇用安定助成金」(雇用保険被保険者以外の方を対象とした助成金)を含む。

【支給対象】 愛媛県内に所在する事業所で、新型コロナの影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当(教育訓練・出向によるものは対象外)について、愛媛労働局長から「雇用調整助成金※」の支給決定(令和3年3月6日以降の支給決定通知)を受けた事業主(国助成率10/10で支給決定を受けたものは対象外)

【助成金の額】 国の「雇用調整助成金等」の支給率に応じて次の金額を助成
(上限：1事業所当たり年100万円)

| | 国の支給率 | 県助成金の支給率 |
|---|-------|-------------|
| ① | 1/2 | 国支給決定額の 1/5 |
| ② | 2/3 | " 3/20 |
| ③ | 3/4 | " 2/15 |
| ④ | 4/5 | " 1/8 |
| ⑤ | 9/10 | " 1/18 |



国支給率9/10に対する
上乗せ助成の申請は
7月1日から受け付けます！

イメージ

休業手当額



県内市町でも上乗せ助成を行っている場合があります。詳しくは、所在地の市町にご確認ください。

- 【申請手続】** 原則、電子メールで申請してください。詳細は裏面をご覧ください。
メール申請が困難な場合は、県産業人材課へお問合せください。
- 【申請書類】** 県ホームページからダウンロード(「コロナ、維持助成金」で検索)
- 【申請先】** kenkoyou@pref.ehime.lg.jp (助成金申請専用メール)



メール申請が
便利です！

